

平成18年(行コ)第99号 行政文書不開示処分取消請求控訴事件

控訴人 外務大臣

被控訴人 特定非営利活動法人 情報公開市民センター

2007年4月17日

被控訴人準備書面(3)

東京高等裁判所民事第10部 御中

被控訴人代理人弁護士 高橋利明

同 羽倉佐知子

同 土橋実

同 清水勉

同 佃克彦

同 関口正人

同 谷合周三

はじめに

控訴人は、「報償費」は「公にしないことを前提とした外交活動」の経費として支出されているから開示はできない、という。しかし、この主張は、控訴人が当初、原審で主張していた報償費の定義とも異なるものであるし、その後の「五類型」の支出、近時では、控訴人のいう「間接接触」に係る経費があることを自認したことなどで、その主張は破綻を示している。控訴人は、窮するとその都度、主張を変えてきた。こうした経過から、これまで控訴人や外務省、そしてその代理人らは、被控訴人（原告）だけでなく、国民にも、裁判所にもうそを重ねて、欺いてきたことが明らかである。控訴人らの弁明を誰も信ずることができないことは明らかである。これらについて、改めて控訴人の主張の変遷を指摘し、また、「間接接触」の経費などは、「五類型」に比してもよいものであり、秘匿性など存在する余地はないことを指摘する。それ以外の報償費の支出には秘匿性があるなどの弁明は、まったく信用できない。

そして、原判決も認定しているように、「在外公館交流諸費」の支出決裁文書等の開示状況からすれば、「報償費」の通常の使途について、これを秘匿しなければならない理由を見出すことはできない。これらについて、以下に主張を行う。

第1 控訴人の「報償費の定義・使途」についての主張の変遷

本準備書面では、末尾に「別紙「報償費」についての控訴人の主張の変遷」を添付した。

1 控訴人の原審第8準備書面以前の主張

(1) 原審において、控訴人（被告）は、被告第8準備書面を提出するまでは、「報償費の定義」や使途の説明はほぼ一貫していた。報償費の使途は、「A 情報収集等の事務、B 外交交渉等の事務、C 国際会議等への参加の事務」という3つの事務の遂行経費であり、そのために機動的に支出されるものであるとの主張を行っていた。

(2) すなわち、それまでの報償費の定義ないし使途の説明では、要件は2つである。一つは、外交事務の遂行の経費であるということと、他の一つは機動的な支出だということである。特に、第6準備書面では、この2要件以外には制約はないとしていた。「報償費は公にしないことを前提とした外交活動に使用されるものである」との主張は、控訴人の第8準備書面までは存在しなかつたし、事実、報償費のこうした使われ方もなかつたのであろう。被告の従前の主張からすれば、報償費は柔軟に使用されていたことが推測される。

2 突然、「報償費は公にしないことを前提とした外交活動の経費」と主張

(1) 控訴人が、外務省の外交活動について、「公に行なう活動」と「公にしないことを前提とした外交活動」があるとした上で、報償費は「公にしないことを前提とした外交活動」の経費を支弁するものであるとしたのは、原審「第8準備書面」からである。

(2) その「第8準備書面」においては、外務省の外交活動には、「公に行なう活動」と「公にしないことを前提とした外交活動」の2区分があるという一般論を開いた上、「報償費は、上記のような公にしないことを前提とした外交活動に支出されるものである」(16頁)との新たな命題を立ててきたのである。

(3) 控訴人は、報償費の使用実態を明らかにすることなく、突然に、「報償費は、公にしないことを前提とした外交活動に支出されるものである」と主張し出した。しかも、公にしないことを前提とした外交活動に使用しているといつても、報償費の使途を規制する法令、内規等の根拠も示さない。外部には何の検証手段も与えない主張であった。

3 「五類型」についても「本来は不開示相当」と主張した

(1) いわゆる「五類型」について、控訴人は、情報公開審査会の答申により、はじめて、こうした類型の支出があることを認めて、部分開示を行った。開示された結果を見てみれば、およそ保秘性が存在しない支出であった。すなわち、大使館の壁を飾る日本画の購入自体を隠す、各在外公館で買いためて

いるワイン類の購入の事実を隠す、大使や公使の就任レセプションの支出も隠す、海外出張した国會議員に提供した車の借り上げの事実も隠す、という事実が明らかになった。控訴人は、原審において、スパイ映画もどきの事例を挙げて、報償費の使途に関するどんな些細な事実を明らかにしても国の安全が脅かされ、今後の情報収集活動に支障をきたすと主張してきたのであるが、蓋を開けてみればこういう実態が明らかになったのである。

(2) しかし、原審においては、こうした類型の支出についても、秘匿性があると強弁していた。すなわち、「報償費の支出として処理されたいわゆる「五類型」についても、本来的には不開示とすべきであるが、定例化による機動性の要請の低下のため、各項目ごとに見た場合、開示をしても、事後的にみて、前述のような支障がないと判断されるに至り、開示が適当であると判断されたにすぎないのである。」(被告第14準備書面55頁) というのである。

4 控訴審で一転、「五類型」の主張撤回と「間接接触」の言い訳

控訴人は、控訴理由書において、「五類型」の支出を報償費から支弁していた事実について、その誤りを認めて従前の主張を撤回した(同14頁)。ついで、「報償費は公にしないことを前提とした外交活動の経費」については、「間接接触に係る文書」と「直接接触に係る文書」の二種があるとし、原判決が疑いを持った支出は、「間接接触に係る文書」分であろうとする(第1準備書面5頁)。

第2 信用できない報償費の使途、控訴人の支出説明

1 嘘を重ねた控訴人らに信用はおけない

(1) 以上の経緯にも示されているように、控訴人側の「報償費」の使途に対する説明としては、全体の流れからすると、当初は、会計規則等の規定も参照しながら、外交事務の遂行の経費で、機動的な支出だというものであった。しかし、これだと、報償費の支出決裁文書等の開示請求に対して、包括的に不開示とすることが難しく、文書1件ごとに個別審査を行わなくてはならないことになる。

外務省は、これでは、「五類型」の支出や国会議員らの接待費があるため、個別審査では不開示とすることが困難となる文書や不適切な支出があることから、包括的に不開示とする手立てを考えたに違いがない。そのキーワードが、「報償費は公にしないことを前提とした外交活動の経費」であったのである。これであれば、報償費の支出決裁文書等については、包括的、全面的な不開示処分が可能となり得る。こうした経緯であったからこそ、訴訟の途中で突然の第8準備書面での主張となったのであろう。従前の主張との整合性などもまったく無視して、以後、なりふり構わず、「報償費は公にしないことを前提とした外交活動の経費」を、全面に押し立てる主張となったのである。

- (2) しかし、報償費の使途の実態は、この主張とは大きく異なるから、「五類型」のような支出が明らかになって、控訴人の報償費の定義や使途の説明が破綻した。原判決は、「本件における報償費の使途に関する被告の主張の変遷等（前記（1）参照）をも勘案すると、報償費の支出対象に関する基準や実際の運用のあいまいさへの疑念を払拭することはできない。」（原判決26頁）と、厳しく批判したところである。この点については、被控訴人は、第1準備書面で詳述した（8～10頁）ところであるから、ここではこれに止めておく。
- (3) 控訴人と外務省、そして代理人らは、報償費の使途について、ぎりぎりまで嘘について、決定的に辯護が合わなくなり不利になると、説明もなく従前の主張を撤回し、別のことを言い出すのである。「五類型」の支出が、従前の控訴人の報償費の使途の説明とは合わないことは明らかであるところ、これを撤回するのであれば、それまで、長い間、どうして誤った支出が続けられていたのか、そして、本訴に至っても、控訴審に至るまで、その誤りがどうして続けられたのかについて、説明をなすべきであろう。しかし、控訴人、外務省、そして代理人らは知らん顔である。これでは、使途の誤りが、この「五類型」だけにあるとは到底考えられない。

2 再び、トカゲのしっぽ切り

- (1) 控訴人が、控訴審において、「五類型」の支出が誤りであったから、これについての主張を撤回するとしたのは、上記のように原判決に批判されたからであろう。そして、「五類型」ばかりでなく、在外公館を訪問した国会議員や霞ヶ関の高級官僚との会合費（実質は接待費）の存在が、被控訴人の調査や反論、そして、情報公開審査会の答申で動かしがたくなると、今度は、「公にしないことを前提とした外交活動」に係る文書には、「間接接触に係る文書」と「直接接触に係る文書」の区分があると言い出した。またまた、トカゲがしっぽ切りを行って、「直接接触に係る文書」だけは護りきろうとの魂胆と見える。
- (2) 被控訴人は、「間接接触に係る文書」で支出されている経費支出が「公にしないことを前提とした外交活動の経費」などではあり得ないことを、次項で主張するが、外務省の報償費の支出に関する主張には、どこまでも疑念が伴っているのである。
- (3) そして、先にも述べたように、「直接接触に係る文書」によって支出された情報収集活動や外交工作に限って、機密性、秘匿性が高いとは、到底考えられない。これまで、再々嘘をついてきた被告や外務省、そして本件訴訟の代理人らの言を信用せよと言っても無理である。よほどの信用の担保が必要である。控訴人は、「直接接触に係る文書」についても、60件弱しか説明をしていない。現時点においては、最小限、すべての事案の説明を行うべきである。

第3 「間接接触に係る文書」の支出案件の点検

1 控訴人の「間接接触」、「直接接触」についての主張要旨

控訴人は、「間接接触に係る文書」と「直接接触に係る文書」との2分法を持ち出し、前者は、「情報収集等、又は二国間、他国間の交渉そのものではなく、その交渉の準備として、あるいはその交渉の結果を踏まえた対応の検討のための会合の費用が含まれている（58件）。」とし、後者（895件）については、「情

報収集や交渉の相手方と直接接触した会合の経費に係る文書」であるとしている（控訴人第1準備書面5～6頁）。

そして、「『直接接触に係る文書』と『間接接触に係る文書』とは、秘匿性の程度は異なるものの、いずれも秘匿性を有している点において変わりはなく、その意味で情報公開法5条3号及び6号所定の不開示事由があることから、開示することはできない」（同第準備書面9～10頁）としている。

2 「間接接触」については、いささかの不開示性も有しない

(1) 被控訴人は、控訴人が、「間接接触に係わる文書」として挙げた58件について、これを別紙「外務省報償費　間接接触58件の概要」として一覧表に作成してみた。

まず、これらについて概括的な特徴を挙げると、在外公館で支出を必要とした相手方は、みな邦人である。外務大臣ほかの外務省職員、他の省庁の職員、総理大臣、政府関係者、団体関係者などが見られるほか、「国会議員（と同行者）」が18件存在している。これ以外では、「地方自治体関係者」（7名）というのも見える。「支出類型」別にみると、「会合の経費」のほかに、「荷物の運搬費用」、「車両の借り上げ費用」、「食材の費用」などが見える。

(2) これらの邦人と大使館側との会合の開催や経費の支出、車両や荷物運搬の事実が、大使館の任国側に知られたからといって、何ほどの業務支障が生じるというのか。控訴人の主張は、およそ馬鹿げている。僅かな情報も知らせないことが得策であるなら、どうして、「在外公館交流諸費」の情報を開示しているのか。

3 個別案件の点検

(1) [通番21] 訪米した外務大臣との会合

ア 事案の概要と控訴人主張の不開示事由

この事例は、「米国を訪問した外務大臣他13名が、その時点で実施した米国との会談の結果を踏まえ、また、その後の会談の準備を目的として、在米日本大使館員との間で会合を行った」というものである。支出決裁文書の「目的・内容欄」には、外務大臣と大使館員らとの意見交換を行う目的で会合を行うことが記載されているということであり、参加者の個人名や肩書が記載されているという。しかし、この文書には、「米国を訪問した外務大臣及び同行した外務省職員が米国関係者と接触する目的・協議内容や、その直接の相手方となる米国関係者に関する情報が記載されているわけではない。」（同第1準備書面15頁）という。

控訴人は、この文書に記載された情報にも秘匿性があるとして、次のように主張している。すなわち、「本件文書が仮に開示された場合、外務大臣及び同行した外務省員が、在米国日本大使館のだれとどこで準備又は検討を行っているかが明らかになり、こうした個々の準備等の傾向を分析することにより、この種の活動に関する情報を収集することが可能となり、じ後、この種の活動を円滑に遂行することが困難になる事態も懸念される。」としている。

イ 文書開示の相当性

控訴人は、外務大臣と大使館側のこの会合については、「当然のことながら米国側に秘匿している。」としているが、日本国の大外務大臣がアメリカへ公式訪問して、米国の関係者と会談を持つ場合、その前後に、自國の大外務大臣と種々協議を行うであろうことは、誰にでも予測が付くことである。そうした内部での協議が行われないことの方が不思議である。控訴人がいう会合の秘匿性とは、こうした誰にでも、開催の予測が付く内部の会合について、「当然のことながら米国側に秘匿している。」としているという程度の「秘匿性」なのである。

控訴人の主張からは、むしろ、開示の妥当性が明らかにされたというべき

ものである。

(2) [通番 607] 国会議員の接待

ア 事案の概要と控訴人主張の不開示事由

この事例は、「米国を訪問した我が国の国会議員が、米国関係者と接触するための準備を目的として、同議員と在米国日本大使館との間で会合を行った」というものである（「別添2」40頁）。支出決裁文書の「目的・内容欄」には、当該国会議員と日米関係に関する意見交換の目的で会合を行うことが記載されているということであり、参加者の個人名や肩書が記載されているということであり（40頁）、当該国会議員1名及び在米国日本大使館員4名の個人名や肩書が記載されているという。しかし、この文書には、「上記国会議員が米国関係者と接触する目的・協議内容や、その直接の相手方となる米国関係者の人定に関する情報が記載されているわけではない。」（同41頁）という。

控訴人は、この文書に記載された情報にも秘匿性があるとして、次のように主張している。すなわち、「本件文書が仮に開示された場合、当該国会議員の人定及び会合の日時・場所と、上記訪米に関する公の情報と照合することにより、我が国が、同訪問を契機として、だれとどこで準備をし、どのような外交工作活動を行っているかを明らかにする手掛かりを与えることになり、じ後、この種の外交工作を円滑に遂行することが困難になる事態も懸念される。」（41頁）としている。

イ 文書開示の相当性

控訴人は、国会議員と大使館側のこの会合については、「当然のことながら米国側に秘匿している。」としているが、訪米した国会議員の多くは、大使館員が道案内を担当し、公式日程が空けば、在米国大使館を訪問してレストラン等で接待を受けるのが常態なのであるから、訪米議員と大使館職員らと

の接触は、秘匿などされていはず、公知の事実といつてよい事柄である。そして、一般に、渡米した国会議員と大使館職員との懇談内容といえば、外務省が、木俣議員のそれについて、情報公開審査会で説明したように、「本件国會議員と大使館員との懇談等については、当該渡航目的に該当するものではなく、滞在期間の限られている国會議員に対して、大使館の都合によって同議員に時間を割いてもらい、ブリーフィングあるいは意見交換等を行っているものであって、同議員の側からみたとき職務遂行に当たるものとは言い難い」と答弁している（甲88号証13頁）ように、国會議員と会合を持った事実についての決裁書や領収書を開示しても、同大使館の業務遂行に何の支障も生じようはずはない。なお、国會議員が大使館から受ける便宜供与の内容（両者の接触内容）は、便宜供与ファイルの開示により、既に、明らかになっているところである。

（3）[通番125] 自動車借り料

控訴人は、自動車借り料（通番125, 127, 316, 461, 463）についての支出決裁文書も、秘匿性があるとしている。

自動車の借り上げ費用については、「五類型」に分類されており、これは既に、自動車の調達先等を除いて部分開示されている。開示された文書の中には、橋本元総理大臣など要人の渡米に際して、在米国日本大使館が元総理に提供した自動車についての借り上げ費用の支出決裁文書がある。控訴人は、情報公開審査会の答申に基づいてこれも部分開示している。これと同列に開示しても、何らの支障も生じないはずである。「五類型」で自動車の借り上げ費用を開示しているのであるから、控訴人が「間接接触に係る文書」として区分しているこの種の自動車借り料について、開示がなし得ないはずはない。

（4）[通番742] 地方自治体関係者との会合

ア 事案の概要と控訴人主張の不開示事由

この事例は、「フィリピンを訪問した地方自治体関係者が、その時点までに実施したフィリピンとの会談の結果を踏まえ、また、その後の会談の準備を目的として、同関係者と在フィリピン日本大使館員との間で会合を行った」というものである（別添2 49頁）。支出決裁文書の「目的・内容欄」には、日フィリピン間の地方自治体交流に関する意見交換を行う目的で会合を行うことが記載されているということであり、参加者の個人名や肩書が記載されているということであり（49頁）、地方自治体関係者7名及び大使館員8名の個人名や肩書が記載されているという。しかし、この文書には、「上記地方自治体関係者がフィリピン関係者と接触する目的・協議内容や、その直接の相手方となるフィリピン関係機関関係者の人定に関する情報が記載されているわけではない。」という（50頁）。

控訴人は、この文書に記載された情報にも秘匿性があるとして、次のように主張している。すなわち、「本件文書が仮に開示された場合、上記地方自治体関係者が、在フィリピン日本大使館のだれとどこで準備又は検討を行っているかが明らかになり、そうした個々の準備等の傾向を分析することにより、こうした形での我が国の外交活動に関する情報を収集することが可能となり、じ後、この種の活動を円滑に遂行することが困難になる事態も懸念される。」といでのである（50頁）。

イ 文書開示の相当性

地方自治体の関係者が、他国的地方自治体当局と交渉や接触を持つ場合、通常、地方自治体関係者は、目的地の大使館側から便宜供与を受けている。地方自治体関係者と大使館側との接触があるのが通常であり、そのことが相手方に知られることで、大使館の事後の業務に支障があるなどとは考えがない。控訴人の主張（説明）は、屁理屈以下である。

第4 「直接接触」と「在外公館交流諸費」との対照から、情報に秘匿性はない

1 「在外公館交流諸費」では、「報償費」と同じ情報が開示されている

(1) 「在外公館交流諸費」でも、「報償費」でも、その支出決裁文書と添付された領収書、そして領収書を貼付する「台紙」等の記載事項が発信する情報は、ほぼ同じである（ただし、支出の費目が異なっているのは当然である。）このことは、「在外公館交流諸費」については、同決裁文書等を甲72～85号証として提出しており、「報償費」については、被告から「サンプル」が提出されている。また、控訴人第1準備書面添付書面において、記載事項が説明されているところであり、これらの対比が可能となる。

(2) こうした資料によれば、これらの決裁書、領収書の記載事項は、「会合の目的」、「設宴日」、「金額」、「会合の場所（店名）」、「館側出席者」、「客側出席者」、「起案者」、「上司の決裁」などであり、上記の文書が開示されれば、これらの記載事項が情報として外部にもたらされることになる。原告（被控訴人）の原審第7準備書面において詳述したところであるが、「在外公館交流諸費」では、これらの記載事項（情報）のかなりの部分が、そのまま開示されているところである。「会合の目的」と「客側出席者」については、一部マスキングされていたが、国民の側から見て、当該の在外公館が、その時々でどのような政治上・経済上等のテーマについて関心を持ち、どのような相手国の機関や個人に接觸しているか、すなわち、どのような外交活動や情報収集を行っているかについて、その概要をほぼ知ることが出来る状況である。外務省が、任地相手国の思惑を慮って、すべての情報を閉ざすことがベストであると考えているのなら、「在外公館交流諸費」の情報の露出は、国益に反する犯罪的行為であるということになるはずである。

2 原判決は、報償費情報は、「公にしないことを前提とする外交活動」ではないと認定

(1) 原判決の判旨

原判決は、「在外公館交流諸費」の支出決裁文書等の記載事項について、上記のような検討を行ったうえ、「在外公館交流諸費」と「報償費」とでは差異が認められないとして、「在外公館交流諸費」の情報は開示されているのであるから、こうした情報については、「被告においては、こうした情報は、『公にしないことを前提とする外交活動』に関するものには当らない」と判断しているものと認めることができる。」と認定している（判決29頁）。

以下には、この判旨部分を示すとともに、原判決の認定を補強する意味で、「在外公館交流諸費」の記載事項と、控訴人が控訴審第一準備書面で説明している記載事項を対比した「比較対照表」を別紙のとおり示すこととする。この表によって、「在外公館交流諸費」の情報と、「報償費」のそれとが、なんら変わることがないことを知ることが出来るはずである。

(2) 「会合の目的」など

この「比較対照表」は、それぞれ4件の会合を拾ったものであるが、「会合の目的」の趣旨は、①日米の安全保障関係の議題、②国際紛争に関する議題、③日米間の利害対立に絡む議題、④日米間の貿易摩擦その他の懸案事項の議題、などが協議されている会合である。そして、「在外公館交流諸費」を使用しての会合の、客側の出席者には、大統領補佐官の出席も記録されている。同じようなテーマで、同じような相手国の高官が参加した会合で、外務省側の費用の出所が、「在外公館交流諸費」ならば開示で、「報償費」だと不開示だというのではなく、まったく筋が通らない。原判決は、このことを指摘しているのである。

(3) 原判決の認定部分の摘要

前記の原判決の認定部分は、次のとおりである。本控訴審においても、この判断を覆す事情は、なんら提出されていない。

「このような在外公館交流諸費に係る支出証拠書類の記載内容、開示された情報をみると、報償費使用目的に関する被告分類による「情報収集のための会

合の経費として使用されたもの」、「二国間の外交交渉等を進めるに当たり、相手方との会合の経費として使用されたもの」又は「国際会議等において多国間交渉を進めるに当たり、相手方との会合の経費として使用されたもの」に報償費が充てられ、そのための決裁書が作成された場合の記載内容との間にいかなる差異があるのか、被告が主張する本件各行政文書の外形的事実との比較からは判別し難く、ほとんど差異がないようにも見受けられる。そして、在外公館交流諸費が充てられた活動も在外公館が行う外交事務や外交交渉の一環であると考えられるところ、その目的、内容や関係者に関する情報が相当程度具体的かつ詳細にわたり開示されている状況をみると、被告においては、こうした情報は、「公にしないことを前提とする外交活動」に関するものには当たらぬ（更にいえば、原則として、情報公開法5条3号又は6号の不開示事由には当たらず、これを開示したとしても、将来の外交活動や外交交渉に支障を来すおそれが生ずることもない）と判断しているものと認めることができる。

翻つて、報償費の使途のうち、被告分類による「情報収集のための会合の経費として使用されたもの」、「二国間の外交交渉等を進めるに当たり、相手方との会合の経費として使用されたもの」又は「国際会議等において多国間交渉を進めるに当たり、相手方との会合の経費として使用されたもの」に充てられた場合を考えてみると、在外公館交流諸費の開示の場合とは事情が一変し、その使途がすべて「公にしないことを前提とする外交活動」に関するものである（更にいえば、その際に作成された決裁書すべてについて、その記載内容が開示されると、将来の外交活動や外交交渉に支障を来すおそれが生ずる）などと考えるのは、必ずしも合理的とはいえない。」（原判決29～30頁）

以上

別紙「報償費」についての控訴人の主張の変遷

1 原審の答弁書で述べた「報償費の性質」

控訴人（被告）は、答弁書において、「報償費の定義」を次のように主張した。

その答弁書の説明は、開示決定通知書の記載を引用したものであった。

「報償費は、国が、国の事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当面の任務と状況に応じその都度の判断で最も適當と認められる方法により機動的に使用する経費であり、外務省においては、情報収集及び諸外国との外交交渉ないしは外交関係を有利に展開するため使用する経費がこれに当たります。」（3頁）

2 原審被告・第1準備書面でも同旨の主張

控訴人は、被告第1準備書面では、報償費の使途や定義について、以下のように主張している。

「報償費は、国が、国の事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当面の任務と状況に応じその都度の判断で最も適當と認められる方法により機動的に使用する経費であり、外務省においては、情報収集及び諸外国との外交交渉ないしは外交関係を有利に展開するため使用する経費に当てている。」（42頁）

「外務省の報償費の使用目的に係る事務を更に詳しく分説すれば、第1に、不斷の努力によって作られた信頼関係に裏打ちされた人脈等を基礎として行われる情報収集、第2に、わが国にとって外交交渉等を円滑かつ有利に展開するための事務、第3に、国際会議への参加、協力において、わが国の議論を正しく理解させる等の目的で行われる事務がある（平成13年3月26日参議院予算委員会での河野洋平外務大臣の答弁）。」（42～43頁）

3 裁判所の釈明に対する回答

控訴人は、原審裁判所からの釈明に対して、平成14年10月31日付で報償費の使途について、次のように釈明を行った。この釈明書は、第5準備書面と第6準備書面の間で提出されている。

「我が国の予算上、報償費とは「国が国の事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当面の任務と状況によりその都度の判断で最も適当と認められる方法により機動的に使用する経費」と定義されており(乙1号証の2)、大蔵財務協会「予算事務摘要」も報償費について同様の定義を記載している。この定義は、我が国の予算において各省庁に共通の一般的定義である。したがつて、外務省においても、報償費は、予算法令上は、このような報償費の一般的定義に沿っていれば、何らその目的を限定することなく使用することが可能である。しかしながら、被告準備書面(1)41ないし43ページで述べたとおり、外務省においては、報償費を「情報収集及び諸外国との外交交渉ないしは外交関係を有利に展開するため使用する経費」に充てており(乙2号証、甲11号証2ページ2、3行目)、報償費の使用目的に係る事務は、情報収集等の事務、外交交渉の事務及び国際会議への参加等の事務に限定されている。これは、最も適切な報償費の運用を図るという観点から、報償費における予算要求及び計算証明に関する特例等を考慮し、報償費を上記のとおりの目的に使用することが適切であるとの外務省の予算執行方針に基づくものである。」(2頁)

4 原審被告・第6準備書面での主張

控訴人は、原審第6準備書面では、次のようにも主張していた。

「報償費の支出については、その都度、情報収集等の事務等といった報償費の使用として適切な目的といえるか、事前の積算になじまないという意味において、機動的に使用されているかの観点から判断が適当と考えられ、一定の使用形態であれば、必ず報償費から支出されるとか、一定の使用形態であれば、全く報償費から支出してはならないというわけではない。」(36頁)

5 原審被告・第8準備書面での主張

控訴人の、原審第8準備書面において、「報償費は、公にしないことを前提とした外交活動に支出されるものである。」との主張が、はじめて展開された。

控訴人は、外務省の外交活動には、「公に行なう活動」と「公にしないことを前提とした外交活動」の2区分があるという一般論を展開した上、「報償費は、上記のような公にしないことを前提とした外交活動に支出されるものである。」とし、そのことから「公にしないことを前提とした情報収集や外交工作を実施するためには、当該行為そのものばかりでなく、それに対する経費支出についても、機動性、個別性、保秘の必要性が要請されるものである。」(16頁)とした。

6 原審被告・第14準備書面での主張

控訴人は、被告第14準備書面において、「公にしないことを前提とした外交活動」、及び「五類型」について次のように説明している。

「公にしないことを前提とした外交活動においては、例えば、ある協議を行うに当たり、自国あるいは相手国、関連諸国の置かれた状況や、今後それがどこまで変化し得るのか、また、我が国の方針が相手国の政府、有識者、世論との関係や自国の各層との関係でどのように評価されているのかなどの情報を収集することが極めて重要である。一方、相手国政府の政策形成や世論形成に当たる要人に対し、我が国考え方への支持や理解をあらかじめ求めておくことは、その後の交渉に当たって極めて効果的となる場合があるが、このような活動は、公にしないことを前提とする外交活動を通じて、より効果的に行うことができ、実際にその果たしている役割は大きい。」(17~18頁)

「公にしないことを前提とすることによって、外交ルート等その他組織の正式な窓口を通さずに、会合その他諸活動の調整を行うことも可能となり、外交ルー

トの外で、有力な政府上層部、その他関係省庁幹部、有力な政治家に対して直接働きかけを行ったり、あるいは政府上層部のプレーン等、政府等の検討や意思決定等に影響力を持つ存在に対し働きかけたりすることを通じて、その国の外交政策に係る情報を収集したり、我が国の政策・立場への理解を得ることも可能となる。」（18頁）としている。

「報償費の支出として処理されたいわゆる「五類型」についても、本来的には不開示とすべきであるが、定例化による機動性の要請の低下のため、各項目ごとに見た場合、開示をしても、事後的にみて、前述のような支障がないと判断されるに至り、開示が適当であると判断されたにすぎないのである。」（55頁）。

7 控訴理由書での控訴人の主張—「五類型」の主張の撤回

控訴人は、情報公開審査会の答申に基づいて「五類型」の支出決済文書の部分開示をした後も、報償費からの支払い、及びその秘匿性について、従前の主張を維持していたが、控訴理由書において、これを撤回した。

「原審における控訴人の準備書面（14）6ページにおいて、控訴人は、報償費の具体的目的として、『定例的に必要とされた物品の購入や役務の経費として使用されたもの』をA3、B3、C3、として揚げ、これらの類型の支出が報償費からの支出としてされたかのように述べていた。しかしながら、これらの支出は、五類型の経費に関するものであり、本来、報償費以外の目から支出されるべきものであるから、上記準備書面中のA3、B3、C3に関する部分は撤回する。」

（控訴理由書14頁。同25、26頁にも同旨の記述）

8 控訴人第1準備書面での主張—「間接接触に係る文書」について

控訴人は、報償費の使途について、間接接触に係る経費と直接接触に係る経費があるとの主張を、はじめて行った。

「情報収集等、又は二国間、多国間の交渉そのものではなく、その交渉の準備

として、あるいはその交渉結果を踏まえた対応の検討のための会合の費用が含まれている（58件）。原判決が五類型に係る文書以外の文書についても「公にしないことを前提とする外交活動」以外の経費支出に関するものが相当数あるとの疑いを持った原因是、これらの経費の支出に関するものであるとも解されるため、控訴人は、これらの経費に係る文書（58通。以下「間接接触に係る文書」という）について、可能な限り、個別・具体的に、不開示事由が存在することを説明する。」（5頁）

9 控訴人第2準備書面での主張—「間接接触に係る文書」の秘匿性

「直接接触に係る文書」と「間接接触に係る文書」とは、秘匿性の程度は異なるものの、いずれも秘匿性を有している点において変わりはなく、」（10頁）とする。

以上

外務省報償費 間接接触 58 件の概要

通番	部署	支出し類型	来訪者および人数	館則人数	来訪者の出張目的	支払先	決裁書	請求書	領収書
21	米	B2 会合	外務大臣他 13名	4	外務大臣の訪米は公式日程として公表 (記述無し)	(記述無し)	無	1 通	1 通
28	仏	A2 会合	国會議員 1名 同行者 1名	4	外務大臣の訪米は公式日程として公表 (記述無し)	会合を実施した店	有	0	2
50	米	B2 荷物運搬	外務大臣 同行者	3	議員交流についての問題を研究・討議する国際会議 中国関係者との接触	荷物運搬業者	無	0	3
56	仏	C2 会合	国會議員 2名 同行者 1名	4	特定分野に関する日米協議	(記述無し)	有	1	19
63	中	B2 会場所代	外務政務次官 同行者	4	特定分野に関する日米協議	会合実施場所 提供者	有	0	2
98	米	B2 会合	外務省員 4名 防衛庁員 2名	4	公にすることを前提にした外務大臣訪米 公にすることを前提とした日本公による団体とそれに応じる北朝鮮の団体との間の会合	自動車借上調達先	有	0	2
125	米	B2 自動車借料	外務大臣 外務省員 日本のある団体関係者	—	公にすることを前提とした日本公による団体とそれに応じる北朝鮮の団体との間の会合	自動車借上調達先	有	2	2
127	中	B2 自動車借料	—	—	—	無	0	2	2
141	米	A2 会合用材料	外務省員 18名 外務省員 2名	5	領事分野に係る会議に参加	材料購入先	無	1	1
145	仏	B2 会合	外務大臣 外務省員 2名	5	外務大臣訪米は公式日程として公表 特定分野にして米国側と意見交換	調達先	有	0	2
159	米	B2 会合	外務省員 5名	5	外務大臣訪米は公式日程として公表(国際会議にして公力)	(記述無し)	無	1	1
171	米	B2 会合	外務省員 3名	5	外務大臣訪米は公式日程として公表(国際会議にして公力)	会合を実施した店	有	0	2
192	米	C2 会合	総理大臣 政府関係者	5	総理大臣訪米は公式日程として公表 特定問題に関する日米協議	会合を実施した店	有	0	2
210	米	B2 会合	外務省員 4名 防衛庁員 3名	5	特定問題に関する日米協議	会合を実施した店	無	0	2
231	米	B2 会合	外務省員 4名 通産省員 16名 国会議員 1名	1	国際会議に関する二国間等の動きかけ (記述無し)	会合を実施した店	有	0	1
247	米	B2 会合	外務省員 2名 政府関係者	3	特定問題に関する日米協議	会合を実施した店	有	1	1
289	仏	B2 会合	—	—	自動車借上調達先	無	0	2	2
295	米	B2 会合	—	—	特定問題に関する日中協議	会合を実施した店	有	0	2
316	中	B2 自動車借料	—	—	特定問題に関する日中協議	自動車借上調達先	無	0	2

外務省報償費 間接接触58件の概要

通番	部署	支出類型	来訪者およびひり人數	館頭人數	来訪者の出張目的	支払先	決裁書	請求書	領収書
318	米	B2 会合	国會議員1名 外務省員1名 国会議員2名	3	(記述無し)	会合を実施した店	有	0	2
367	仏	C2 会合	同行者1名	3	国際会議に参加	会合を実施した店	有	0	2
375	仏	B2 会合	国會議員1名 同行者1名	4	(記述無し)	会合を実施した店	有	0	2
446	米	B2 会合	政府関連機関関係者3名	4	特定分野に関する米国との会談 特定問題に関する日米協議	会合を実施した店	有	1	1
461	米	B2 自動車借料	政府関係者		特定問題に関する日中協議	自動車借り上調達先	無	1	1
463	中	B2 自動車借料	—	—	—	自動車借り上調達先	無	0	2
532	比	A2 会合用材料			—	材料購入先	有	0	2
574	米	B2 会合	国會議員1名 同行者1名	6	(記述無し)	(記述無し)	無	3	16
583	仏	B2 会合	国会議員1名	1	(記述無し)	会合を実施した店	有	1	1
584	米	B2 会合	外務省員1名	7	特定地域に関する日米協議	(記述無し)	有	0	16
585	仏	C2 会合	国會議員2名 同行者1名	6	議員交流についての問題を研究 ・討論する公開の国際会議参加	会合を実施した店	有	1	1
600	米	B2 会合	国會議員1名 同行者1名	2	米国関係者との接触	会合を実施した店	有	0	2
601	米	B2 会合	国會議員2名 同行者9名	7	国際会議に参加(同機会に米国 関係者と二国間等の接触)	会合を実施した店	有	0	2
605	米	C2 会合	外務省員4名	3	国際会議に関する日米協議	会合を実施した店	有	0	2
607	米	B2 会合	国會議員1名	4	(記述無し)	会合を実施した店	有	0	2
633	中	B2 会合	政府関係者12名	3	特定問題に関する日中協議	会合を実施した店	有	0	2
657	米	A2 会合用材料	—	—	—	材料購入先	無	1	1
674	米	A2 会合用材料	—	—	—	材料購入先	無	1	2
678	仏	B2 会合	国會議員1名 同行者1名	3	(記述無し)	会合を実施した店	有	0	2
690	米	C2 会合	国會議員1名	1	国際会議に参加	(記述無し)	無	1	9

外務省報償費 間接接触58件の概要

通番	部署	支出類型	来訪者および人数	館側人数	来訪者の出張目的	支払先	決裁書	請求書	領収書
698	米	B2 会合	外務省員3名 地方自治体関係者7名	1 8	公式日程として公表された外務大臣訪米に同行 (記述無し)	会合を実施した店	無 (記述無し)	0	2
742	比	A2 会合	荷物運搬		外務大臣は公式日程として公表	荷物運搬事務依頼先	有 無	0 0	23 2
775	米	B2 会合	外務大臣同行者 国會議員1名 同行者1名	5	国際会議に参加(同機会に米国 関係者と二国間関係等の接触)	会合を実施した店	有 有	0 0	2 2
785	米	B2 会合	外務省員18名 政府関係者2名	7	領事分野に係る会議に参加	調達先	有	0	2
790	仏	B2 会合	会合用 材料	—	—	材料購入先	有	0	2
795	仏	A2 会合	政府関係者5名	5	米国関係者と協議	会合を実施した店	無 会合実施場所提供者	0 0	3 1
804	米	B2 会合	我が國要人		(記述無し)	会合を実施した店	有	0	2
805	仏	B2 場所代	国會議員2名 同行者1名	3	国際会議に参加	会合実施場所提供者	無 (記述無し)	0 0	1 1
808	仏	C2 会合	外務省員3名	7	日米協議	会合実施場所提供者	有 (記述無し)	1 0	1 11
843	米	B2 会合	政府系機関関係者1名	1	米国関係者との協議	会合実施場所提供者	無 (記述無し)	2 0	8 11
902	米	A2 会合	外務省員3名 政府関係者2名 国會議員1名	5	領事分野に係る会議に参加	調達先	有 食事調達先	0 0	7 1
921	仏	B2 会合	大使館職員 の食事代	9	国際会議に参加するなど	会合を実施した店	無 材料購入先	0 無	8 1
924	米	B2 会合	—	—	—	会合を実施した店	有 会合を実施した店	0 有	7 7
930	仏	A2 会合	政府関係者4名 同行者1名	2	(記述無し)	会合を実施した店	無 会合を実施した店	0 有	1 1
956	仏	B2 会合	外務省員1名	3	米国関係者と協議	会合を実施した店	無 (記述無し)	0 3	2 12
982	米	B2 会合	外務大臣 外務省員計13名		外務大臣訪米は公式日程として 公表	会合を実施した店	無 (記述無し)	0 0	2 12
1008	米	B2 会合	政府関係者18名	5	特定問題に関する日中協議	会合を実施した店	有 会合を実施した店	0 1	12 1
1018	中	B2 会合	国會議員1名	6	(記述無し)	会合を実施した店	有 会合を実施した店	1 0	1 12
1023	中	A2 会合	同行者1名		—	—	—	—	—

注 (資料出處) 1. 支出類型、来訪者および人数、館側人数、別添3「サンプル」による。
 2. 決裁書、請求書、領収書は同一である。

在米日本大使館の「在外公館交流諸費」と「報償費」(直接接觸)の 支出決裁文書の比較対照

	在外公館交流諸費	報償費(直接接觸)
例1	証番号 45 会合目的 日時 場所 相手側出席者 館側出席者 金額	通番 1 日米安保関係についての意見交換 平成11.1.08 夕食 New Shiroya 国防省 2名 ** 道井書記官 外1名 USD 132
例2	証番号 61 会合目的 日時 場所 相手側出席者 館側出席者 金額	通番 2 在米アラブ団体の活動についての 情報収集 平成11.1.28 昼食 Kinkead's アラブ・アメリカン反差別委員会 ** 宮本雅行一等書記官 USD 70
例3	証番号 88 会合目的 日時 場所 相手側出席者 館側出席者 金額	通番 33 懇談 (日米関係) 平成11.1.25 昼食 ジェファソン・ホテル 元大統領府 ** 大統領補佐官 ** 重家公使 USD 78
例4	証番号 144 会合目的 日時 場所 相手側出席者 館側出席者 金額	通番 31 日米貿易問題 (鉄鋼等) についての 意見交換 平成11.2.17 昼食 El Catalan 商務省 ** 貞森恵祐 一等書記官 USD 75

注 (資料出所) 1 : 在外公館交流諸費は 原審原告準備書面 (7) 別添アメリカ大使館分

2 : 報償費は 控訴人準備書面 (1) 別添 1